

令和 8 年 4 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和8年4月20日(月)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時25分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

3番 酒井 恵美 委員

4番 佐藤 幸信 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
議案第 2 号	農地法第5条の規定による許可申請について	2 件
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画について	6 8 件
議案第 4 号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第 5 号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第 6 号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第 7 号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第 8 号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第 9 号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第10号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第11号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第12号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第13号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第14号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第15号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第16号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第17号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第18号	農地利用最適化推進委員の選任について	
報告第 1 号	農地法第4条の規定による届出について	1 件
報告第 2 号	農地法第5条の規定による届出について	5 件
報告第 3 号	農地法第18条の規定による通知について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0 名

議長

それでは、ただいまより令和８年４月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第２項の規定により、議席番号３番〇〇〇〇委員と議席番号４番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第１号を議題といたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、２件、２筆でございます。

議案第１号、番号１の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１号、農地法第３条の規定による農地等の所有権移転について２件、２筆の申請がございました。

それでは１ページをお願いいたします。

議案第１号、番号１につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また営農計画書も添付をされていることから、農地法第３条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第１号、番号１の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質問等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第１号、番号１の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、4筆でございます。

議案第2号、番号1、2の案件については関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について所有権移転に係るものについて2件、4筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いします。

議案第2号、番号1、2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページをご参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は申請地に隣接する〇〇町の土地に建設する分譲宅地への接続道路が必要となったことから、道路を拡張するため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、東側水路に放流する計画となっております。

また、資金計画につきましては、融資証明書を添付されております。

2 ページに位置図、それから 3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから第 1 種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第 1 種農地は原則不許可でございますが、例外許可基準といたしまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第 2 号、番号 1、2 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

1 番委員

1 番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

4 月 10 日に会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は〇〇町に所在する農地です。

申請者は申請地に隣接する〇〇町の土地に建設する分譲住宅地への接続道路が必要となったことから、道路を拡張するため転用申請されたものです。

現地確認の際、排水について説明も受けましたが、今回の農地転用について特に問題はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま〇〇委員から御意見頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 1、2 の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、68 件、172 筆でございます。

議案第 3 号、番号 1 から番号 68 につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 3 ページから 22 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画につきましては、68 件、172 筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとすることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、22 ページの農地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

22 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の（１）地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 31 万 9,955.06 平方メートルとなっております。

次に、（２）の作物別設定面積について作物名「水稻」「麦」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 82 件、13 万 8,740.76 平方メートル、使用貸借権が 90 件、18 万 1,214.30 平方メートルとなっており、総合計が 172 件、31 万 9,955.06 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 68 名、借人 22 名、申請枚数は 68 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 3 号、番号 1 から番号 68 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決します。

次に、議案第 4 号から議案第 18 号までを議題といたします。

議案第 4 号から議案第 18 号までの案件につきましては、関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 23 ページから 37 ページをお願いいたします。

議案第 4 号から議案第 18 号までの案件につきまして説明をさせていただきます。

この案件につきましては、次期、農地利用最適化推進委員候補者を決定するものでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、本年 2・3 月に募集を行い、定数 15 名に対して、各地区の生産組合長などから 15 名の推薦をいただきました。

それでは、農地利用最適化推進委員候補者を 1 人ずつ説明させていただきます。

23 ページの議案第 4 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は鳥栖となります。

次に、24 ページの議案第 5 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇町、担当区域は、鳥栖となります。

次に、25 ページの議案第 6 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、鳥栖となります。

次に、26 ページの議案第 7 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇〇〇〇〇〇で、担当区域は、田代となります。

次に、27 ページの議案第 8 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、田代となります。

次に、28 ページの議案第 9 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、田代となります。

次に、29 ページの議案第 10 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、基里となります。

次に、30 ページの議案第 11 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇〇町〇〇〇〇で、担当区

域は、基里となります。

次に、31 ページの議案第 12 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町、担当区域は、基里となります。

次に、32 ページの議案第 13 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、麓となります。

次に、33 ページの議案第 14 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、麓となります。

次に、34 ページの議案第 15 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町、担当区域は、麓となります。

次に、35 ページの議案第 16 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、旭となります。

次に、36 ページの議案第 17 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町、担当区域は、旭となります。

次に、37 ページの議案第 18 号は、〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は、旭となります。

今回の 15 名につきまして、欠格事項に関する調査を行いました。これに当たる方はいませんでした。

また、候補者の経歴等については、別冊資料 2 のとおりとなっております。

なお、今回、次期推進委員として承認いただいた候補者につきましては、本年 7 月に新しい農業委員で開催される農業委員会総会、初会合後に農地利用最適化推進委員として委嘱されます。

以上、ご説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何かございませんか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第 4 号から議案第 18 号の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは38ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、1件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、39ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、5件、5筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、40ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして、1件、2筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で、委員の皆さんから何かございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、先月鳥栖市の農地転用のときの書類が無いかと聞いたら局長から官公庁は印鑑証明には期限が無い、そういう説明を受けました。

調べたら、印鑑証明自体が有効期限が無いということですかね。

そのときの印鑑証明が古い印鑑証明やったから聞いたら、期限が無いから有効だということですかね。

それは鳥栖市の言い分ですよ。

事務局

鳥栖市の言い分ではないです。

7番委員

どうしてですか。

事務局

それは全国的にそういう風になっていますので。

7番委員

印鑑証明の期限が無いということはわかりますよ。ところが私たちは農業委員会ですよ。農業委員会としての答弁としてはおかしいんじゃないですか。会長そうでしょう。

事務局

事務手続きは、市長の嘱託ということでやっておりますので、その嘱託登記については市長名でやっておりますので、市の登記事務として扱っておることから、印鑑証明につきましては、期限はございません。

7番委員

しかしそれはおかしいんじゃないですか。

事務局

いやおかしくはないです。

7番委員

前会長は議会の答弁で大部分の申請では土地登記事項証明書や市独自に定めた書類の委任状及び印鑑証明など、有効期限を3か月以内としている書類があります。取り扱い案件に関わらず添付書類の提出をお願いしていますと言っているんですよ。

これ多分会長独自の判断やない。事務局と話しているんです。これは〇〇会長になってからの話です。

添付書類の一覧表にも3か月と書いてある。みんなそうしてしよる。鳥栖市だけいいちゅうとおかしかでしょう。農業委員会として。会長どうでしょうか。

議長

今事務局が…（発言する者あり）

市長の嘱託ということでやっておりますので、それに従った処理を行っているという事務局からの説明があったと思いますけど（発言する者あり）

だからそういう内規で動いているということで特別なやり方というのはどうかと思います。

7番委員

特別でしょうもん。申請書があるでしょう、鳥栖市と地権者との申請する。〇月〇日、〇年、申請書は。委任状も同じ日にち。印鑑証明は〇〇年。3つ揃って一緒でしょうもん大体。

事務局

印鑑証明は事前にとってもらふこともありますので、必ずしも一致するということが必要だとは考えておりません。

7番委員

しかし委任状の印鑑と合っているかなんかするとが事務局ちゃんと調べるとでしょうもん。

〇〇さん、それでいいんですか。

6番委員

まず、前会長が答弁で有効期限が3か月以内とおっしゃったのが官公庁の場合を含めておっしゃっているのかどうかは不明だなというのをまず思いました。

通常の場合の話をされている可能性があるかなというのがひとつ。

委任状に関して言うと、委任日を日付空白で出すことは当然あって、それは受領してから実際に提出するまで期限が空くことがあるので、委任日空白にして出されるときに記入してくださいという趣旨で出すことはあります。

今回は印鑑証明を取得されたときに日付空白の委任状を受領されて、実際に手続きされたときに委任状に日付を入れたということかなと思いました。

印鑑証明について官公庁の場合有効期限が無いという扱いについて私は詳しくはわかりませんが、相続登記とかそういうときに印鑑証明の有効期限を法務局から求められないことはありますから、そういうこともあるのかなと。手続き的には問題ないような気がします。ただそれが〇〇委員がおっしゃっている趣旨がもうちょっと適時に委任の趣旨を確認すべきじゃないのか、そういうご趣旨だとまた別問題なのかなと思います。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

申請書ははっきり言って〇〇〇あるんですよ。印鑑証明は〇〇〇、委任状は〇〇、あったりなかったり、それを審査しているんですよ事務局は。それを書類は揃ったといって委員会に出しとる。揃ってないでしょう、農業委員に嘘をついたんでしょう。

議長

出された資料が揃ってないのにそれを受け付けた？

7番委員

書類が3つ揃ってほしい1つでしょうもん。

申請するときに本人は行ってないでしょう、地権者は。

事務局

必ずしもそうとは限らない…

7番委員

いや、ほとんどが行ってないって。

事務局

全員がそうとは限らんけんですね。

7番委員

それなら全員来たですか。

事務局

私はそれはわかりません。

申請はうちのほうではそこまで。

7番委員

そういう疑いも出てきよるっちゅうことは間違いないですよ、そんな風に。

農業委員会が同意しているといってみたこともない、農業委員さんは。申請書からなんか、揃った揃ったで。そして何遍でも言うけど、地元で立ち合いとかなんとかもあっていない、地元の承諾ももらっていない、それでひとつ言いたいのはちゃんとした審議はしてないとですよ。それをそのまんま県に出して県が許可した。そういう筋書きができてからしたと私は思います。

議長

私ちょっと今言われていることがわからないんですけど、農業委員がその申請書を出したか出していないか、通常の処理でも皆さん申請書を見られることはたぶん無いと思うんですよ。

事務局が受け付けてそれを（発言する者あり）

言われていることがよくわからなくて、問題点だけ言ってください。

7番委員

そのときの書類にどうも疑問があるちゅうことです。今〇〇さんが言われたように申請書の日には市が書いた、委任状を書いた、印鑑証明は書かれんけんそのまんま出した、ですよ？

それによってその前に農業委員会は書類が揃っていないなら、私たちじゃない、前の前、会長を代えたときですね、〇〇さんに代えたとき、最後の6月の委員会で決めとるとが、前の事務局長も書類が出されたら受け付けるちゅうたけど、委員会はそれではダメだと。ちゃんとした書類が揃っていないならダメだと決めとる。

議長

すみません、問題となっているところがまとまっていないという話なんで、たぶん〇〇さんが先ほど答えられた話、言われたとおりそこが問題だという話をされてたけど、問題だという話じゃなくてこうじゃないかという意見をさっき言われたですよ。

ちょっと内容をまとめて後で一回事務局のほうに持ってきてもらったほうがいいですかね。

あちこち問い合わせしようとは思っています。

だけど委員さんにも知っておいていただきたいのは、前委員、辞めた人たちはなんも言われんでしょう。その人たちの考えとしては何で農業委員は一斉に辞任せんやったかち。

自分たちが一生懸命決めたのを佐賀県に出したらひっくり返されて、鳥栖市の農業委員会の立場が無い、あのまんまなら。なんも言わん。

議長

今〇〇さんの言われているのはわかりますけど、そこをもう少しまとめてもらっていいですか。話が少し飛んで（発言する者あり）

私の考えではないですけど、少しまとめていただいて、皆さんがわかりやすいような話で質疑のほうをお願いしたいと思います。ちょっと御意見ということで。

7番委員

ただ言いたいのは、私たち、メンバーの会場でもあるけど、今まで頑張った人たちの代表っちゅうか何もしゃんちゅうことですよ。悔しかったと思いますよ。私たちがこげん決めて、県がダメっちゅうてひっくり返してそのまま。だいたい鳥栖市の農業委員会ってなんですか。ということを知りたいです。

自分の案件で決まったことに対して後からいろいろ言われるのはちょっとどうかと思うんですけど、それまでいろんな議論がなされていたと思うんですけど、それをダメだったからということで…問題があるんであれば御意見はあっていいと思うんですけど、決まったことに対して自分の意と反するような内容であればそれはやっぱりおかしかったといろいろ言われるのは（発言する者あり）

ここでは個人的な意見は控えていただきたいと思います。

内容をもうちょっとわかりやすい形で、何が問題で、どういったことを伝えたいかということをし少しまとめていただかないとたぶん一部の方はわかられてるかもしれないですけど、みんながみんなわからないかと思いますので。

11 番委員

私も詳しくはわかりませんが、開発行為とかいろんなことをやるには、鳥栖市で決めていること、そういうことはわかって言われていると思うんですけど、4ヘクタール以上は県の許可がいるとか、そういうことはわかって言われているでしょうから、いくら農業委員会自体がそういう結果になっても、県に送って県が鳥栖市の結果をわかったうえで審査をしてあるかなと、それで許可をやったのだろかなちゅうことも、ちょっと私は疑問に思うんですけど、〇〇さんがおっしゃるとおりやったら、県も許可はしとらんやろうと思うわけです。

ですが私はそういう考えを持つんですけど、こんな開発行為とか〇〇もそうですけど、そういうことも今後出てきますけど、そういうところも含んで、〇〇さんは〇のことを言われているんですかね、何のことを繰り返されているのか俺もようわからん。

7番委員

ちゃんとした流れでいっとるならいいけど、まず一番問題があったとは申請書ですね。

これは農地法違反ということで農業委員会が言うところ、農地法違反ですね。農地転用もせんで売買したあれ。そのとき書類は揃ったんですよ、こんな風に。

それをやっていないのはただ職員が無知やったけんがということで、それ以来おかしいずっと続いとる。

そして今言われたように県に届いたらちゃんとした審議があっているけれど、鳥栖市が受け付ける自体からおかしいち言いよとです。

議長

受け付けがおかしいというのは先ほどの話では(「そういうことです」と呼ぶ者あり)いや、そういうことじゃなくて、問題ないという話はされてたと思うんですけど、それをおかしいと言っている根拠がわからないですね、私は。申し訳ないけど。

先ほどからずっと説明されているんですけど(発言する者あり)

それは何回も説明があったじゃないですか。それを今繰り返しても(発言する者あり)

少しまとめてまた話のほうをしていただきたいと思います。

ぐるぐる回ってしまうんで。

7番委員

農業委員会あと2回しか出られんけんが、今言うとかんならでけんし。

議長

ちょっとまとめていただいていいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

4番委員

この会のときは昔々の話はまた別にしてくれませんか。あくまでここでの上がった議案での会議にしてくれんですか。

7番委員

その他でいいでしょうもん。関係しとるから。

私たちは知らんじゃ済まんやろうもん。

それが話し合い、みんな自分のことと思ってしてくださいよ。

もう3か月間、あれも入れたら…

議長

もちろん時間もありますんで、きっちり内容が伝わるようにまとめていただいて、そういった質問のほうをお願いしたいと思います。

はい、〇〇委員どうぞ。

11 番委員

〇〇さん、我々は〇〇さんと一緒に3年間農業委員をさせていただきました。初めてでございますけど。私たちは私なりに一生懸命やったと思うんですよ。

私一遍その話が出たときに〇〇さんに取消じゃないですけど、そういうことを考えながら今後に生かしたらどうですかということをつぶし申し上げたと思うんですけど、やっぱり〇〇さんがおっしゃるとおり、やっぱり会議の内容は今日はこの会議の内容でございますから、やっぱりそのことを真剣に、なんかここにおける農業委員まで含めて悪いような取り方をされているような感じがして私は残念に思います。

3年間一生懸命にやってきたのが何だったのかなと。私は〇〇さんに正直にそういう風に思います。

本当に申し訳ないですけど、私は私なりに一生懸命やってきた、ただいろんな開発で〇〇もでございますけど、私も地権者でも何でもなか、一農家でございます。立派な土地をと一番一等地とおっしゃるのはありがたい話で、ですがやっぱりそういう地権者というものがおる中での話でございますんで、我々はそれを耕作をやつとります、現地で。ですから売るのをやめてください、あるいはこういう開発には賛成しないでください、やっぱりそういうことすら言えんのが現状なんです。そこんにきも御理解していただきたいなと。

7番委員

いや、一生懸命しよるのはわかっとな、わかっとなけどさっきの〇〇でんなんでん、地権者の問題だけで済まんのですよ（「いや話に入れんのです」と呼ぶ者あり）

〇〇がそれででけんやったけんが、もっと全体的な話し合いをみんなでするのが農業委員会じゃないですかちゅうことですよ。

議長

よろしいですか。

事務局のほうから何かございますか。

事務局

そうしましたら、別紙資料3のほうをお願いいたします。令和8年度の最適化活動の目標の設定等という資料になっております。

こちら、資料3のほうでございますが、先日の定例会で御説明をいたしました、令和8年度の最適化活動の目標の設定等につきまして、4月1日現在の数値が確定いたしましたので、改めてその項目について御説明をいたします。

まず1ページのほうを御覧ください。農業委員会の状況でございます。

中段の2、農家農地等の概要でございますが、農林業センサス2020に基づき、総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数等を記載しております。また、耕地面積につきましては、農林水産省統計に基づきまして1,240haと記載をいたしております。右側の表、経営体数の内訳の数字につきましては、農林課への調査により記載をいたしております。

続いて2ページを御覧ください。Ⅱ最適化活動の目標でございます。

1. 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題でございますが、これまでの集積面積は933ヘクタールとなっており、集積率は75.3%となっております。

これまでの集積面積を修正したことにより、今年度末の集積面積を936ヘクタールとし、今年度末の集積率の目標も75.45に修正をいたしております。

目標につきましては、県が定めております集積目標に合わせて、令和13年度までに、集積率80%を目標として目指すこととしております。

3ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、①現状及び課題でございますが、新規参入者は、過去数年は0件から1件の間を推移しております。

②の目標でございますが、令和5年度から令和7年度の権利移動面積の平均の1割以上を、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としまして、10.9ヘクタールと設定をしております。

修正した項目につきましては以上となりますが、お示しした内容で目標を設定し、今後事務を進めていきたいと考えております。

以上、令和8年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

続きまして、本日追加でお配りしております、別紙様式3、A3の表をお願いいたします。

こちらについてご説明させていただきます。

日頃より、委員の皆様には農地利用最適化活動に取り組んでいただきありがとうございます。ごめいす。

本日追加でお配りいたしました、別紙様式3について、説明させていただきます。

毎月、活動記録簿を提出していただいておりますが、一年間の活動の実施状況につきまし

て、農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等についてにより、推進委員等について最適化活動の点検・評価について別紙様式3を4月の末までに農業委員会に提出することとなっております。

後日、事務局より別紙様式3、こちらは農業委員会活動記録セットにも掲載されているものですが、各委員の皆様へ郵送いたしますので、(1)最適化活動の実施状況、(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果を御確認いただきまして、右下の表②自己の点検・評価を記入のうえ、4月の末日までに提出していただくようお願いいたします。

提出された別紙3は、5月の農業委員会定例会において点検・評価をすることになりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長

今の件について何か御質問等ありませんか。

事務局

お送りするものはこちらのほうが全て埋まった状態、皆さんからいただいた活動記録簿をもとに全部活動回数等入れますので。

10 番委員

改めて名前の入った分とかが送ってきますという感じですかね。

事務局

そうですね。活動記録簿をもとに活動の数値を入れますので、集積面積をうちで計算して地区ごとに入れますので、それを確認していただいて、この2のところだけを書いていただくということですね。

埋まったものをお送りしますので、4月末までに御提出をお願いします。

9番委員

ここだけ書くということやろ。

事務局

そうです。今手元は数字が全部空欄ですけど、数字が埋まったものを皆様に御郵送しますので、右下の②自己の点検・評価のところを書いてください。

また不明な点があったらお尋ねいただければと思います。

9番委員

これいつまで？

事務局

4月の末までです。5月の定例会で評価を踏まえて議案を作りますので、ちょっと非常に

短いスケジュールですみませんが、4月末までに。こちらも速やかに今日ぐらいに送りますので。

よろしくお願いします。

7番委員

活動記録は6月まででよかと。

事務局

7月が最後の定例会になりますので、7月の19日までで。

7番委員

7月の委員会までである？6月やなして。

事務局

7月まであります。

議長

よろしくお願いします。

よろしいですかね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和8年5月20日水曜日、午前9時30分より3階第1委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

